

会 議 名 称		令和 6 年度第 3 回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日 時		令和 6 年 1 2 月 1 7 日（火） 1 4 時 0 0 分から 1 6 時 0 0 分まで
場 所		杉並区役所 第 3 ・ 4 委員会室（中棟 5 階）
出席者	委 員	佐藤慶浩会長、氏橋治信委員、内田正人委員、内山誠委員、恵羅明子委員、手島広士委員、山崎正博委員、井口えみ委員、奥山たえこ委員、小池めぐみ委員、小林ゆみ委員、安田マリ委員、浅見雄輔委員、福内恵子委員、岡本静香委員（オンライン参加）、堀部やすし委員（オンライン参加）
	実施機関	毛利区民課長
	事 務 局	武井区政イノベーション担当部長、黒澤情報管理課長、眞鍋情報システム担当課長
傍 聴 者		0 名
配布資料	事 前	・ 資料 1 令和 6 年度第 2 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録（案） ・ 資料 2 令和 6 年度第 3 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・ 参考資料（杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表）
	当 日	・ 会議次第
【会議内容】 1 開会 2 令和 6 年度第 2 回審議会会議録の確定について… 資料 1 3 令和 6 年度第 3 回審議会報告・諮問事項について… 資料 2 4 一般報告… 資料 2 5 その他 6 閉会		
報告・諮問事項審議結果一覧		
報告第 7 号	個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	報告了承
一般報告	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について（報告）	報告了承

会長	本日は御多用の中、当審議会に御出席いただきありがとうございます。 ただいまより、「令和6年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開会いたします。 はじめに、連絡事項について事務局からお願いします。
情報管理課長	事務局です。本日の会議の連絡事項をお伝えいたします。本日の会議におきましても、オンラインによる会議参加を実施しております。本日は岡本委員、堀部委員がオンラインで参加をしております。 次に、本日の会議につきまして宇田川委員、加藤委員から欠席される旨の御連絡がありました。 続きまして、審議会進行に当たっての留意点について御説明いたします。発言者を明確にするため、発言をする委員は、挙手をして会長の指名を受けてから発言をしてください。また、お名前を名乗った上で御発言をお願いいたします。オンライン参加の委員におかれましては、発言時以外は、マイクをミュート状態にさせていただくようお願いいたします。以上でございます。
会長	それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の議事録の確定を行ってから報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。 それでは、資料1の令和6年度第2回の会議録についてですが、まず事務局から修正や補足説明はありますでしょうか。
情報管理課長	修正、補足は特段ございません。
会長	それでは、委員の皆様から会議録につきまして訂正箇所、御意見等がございますか。
(意見等なし。)	
会長	ないようですので、令和6年度第2回の会議録については確定とさせていただきます。 それでは、次に次第3に移ります。報告、諮問事項の審理に入ります。会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきます。初めに、報告第7号です。報告第7号「個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について」の当審議会での取扱いについて確認します。 昨年4月に改正個人情報保護法が施行されたことにより、令和4年度まで当審議会に個別に報告・諮問されていた個人情報の取扱いに係る類型的な案件について報告・諮問することができなくなったため、個別の業務における個人情報の取扱いについての審議ではなく、個人情報の取扱いに関して、区の内部で実施した自己点検の取組状況を審議会に報告していただくものです。この後、事務局からお配りした資料のとおり報告していただくのですが、再度この審議会ですることについて先に確認しておきます。 お手元の資料の1ページから報告第7号が始まると思います。それを何

	枚かめくっていただき、10 ページに、これから区に報告していただく自己点検結果についての報告があります。一番上に番号が書いてあって、今日は 30 番から 42 番まで御報告があります。これらについては、それぞれの所管課が考えた個人情報の取扱いに関するのを、杉並区のデジタル・セキュリティ部会が点検をしており、その点検内容を、この審議会で御報告を受けることになります。10 ページに縦の方向に「部会での確認事項の類型」があります。1 行目が、「自己点検内容の妥当性」、2 行目に「個人情報の取扱い類型の該当性」が書いてありますが、ここに一連で書いてある類型の内容に関してデジタル・セキュリティ部会が確認してくださっています。 そのときに所管課の提出した資料に関して、質問や部会が意見を出した場合に右側に○が付いています。例えばこの後報告いただく 30 番に関しては、「個人情報を保有する必要性」に関するの質問、又は意見を部会が所管課に対して発言をしたというのがこの表の意味になります。これをずっと見ていただくと、最後、「その他」があります。「その他」というのは、ここに書いてある類型ではないことを部会が所管課に対して質問、又は意見を述べたところになります。今回の場合ですと、33 番の報告に関してが「その他」というところで、太い線をまたいで、更に下の所に「その他の内容」として、「個人情報の外部への持ち出し」に関して、部会が所管課に対して質問又は意見を述べたということになります。 本審議会で、この後報告を受けて審議する内容は、ここに書いてある類型を使って部会が所管課に確認を行っていますので、これに漏れがないかということ、あるいは修正する必要があるかということを確認します。今回「その他」が出たということは既存の類型がなかったということになりますので、「その他」で出たものを新しい類型として、上に次回以降組み込むのか組み込まないのかななどを、この審議会で確認します。上に書いてある類型によって、部会が確認事項の網羅性を高めていく形で行います。 当審議会は、この類型の縦の列に問題がないかということを審議することになりますので、この表を見ながら、この後、順番に 30 番から 42 番まで区から報告がありますので、それを聞きながら、例えば、30 番に関しては「個人情報を保有する必要性」の観点で、問題でなかったものもあります。単に質問のものもありますが、部会は質問なり意見を述べたところになりますので、それが、この類型に従って間違っていないのか。それから、あとは一番下の「その他」がこの後 33 番には出てきますので、33 番に関しては、新しい類型として入れておかなくて、次回以降の網羅性に問題がないかということを確認するというのが、この審議会の役割ということになります。そのことを踏まえていただいた上で、報告第 7 号について事務局から説明をお願いいたします。
	報告第 7 号
情報管理課長	(報告第 7 号について説明を始める。)

会長	少し、よろしいですか。今、区が参考資料と言ったのは、この別冊の参考資料という束で、こちらの 1 ページを開くと、右上に報告 30 と書いてあると思うのですが、この報告 30 という番号が、資料 2 の 1 ページに書いてあった、今説明されている報告 30 という隅付き括弧になっているものと、これがつながっている形ですので、この資料 2 を開きながら、お手元に、横に参考資料の同じ番号のページを開いて話を聞いていただくと分かりやすいと思いますので、それで聞いていただければと思います。では、よろしくお願いします。
情報管理課長	(資料 2 の 2 ページまで説明する。)
会長	ここで、もう一回先ほどの表の位置付けをおさらいしておきます。今、31 番の御報告があったわけですが、資料 2 の 10 ページを開いていただくと、31 の所は、どこにも○が付いていないですね。ということは、部会で、ここに書いてある類型、20 個ぐらいの確認項目に関して所管課から出されたものについて、特に意見や質問、確認事項はなかったということが、○がないことによって分かる形です。では、また説明をお願いいたします。
情報管理課長	(残りの案件について説明する。)
会長	そうしましたら、ただいまの説明について質問を伺っていくのですが、今回は報告の 30 番から順番に報告ごとに御質問をまず伺って、全部の御質問が終わってから、その後、冒頭申し上げたように類型表に関する御意見を頂くという形で進めていきたいと思います。前回まではお一人が気になったことを集中的に質問でしたけれども、今日は報告番号順に質問がある方をお伺いしますので、質問があれば挙手をお願いします。全体を見渡すという意味で、資料 2 の 10 ページを開いておくとうよろしいかと思います。 それでは、報告 30 について御質問がある方がいれば、挙手をお願いいたします。読み上げましょうか。保育所補助等に関する業務です。報告 30 に関して御質問がある方はいらっしゃいますか。
奥山たえこ委員	これはですね、今現在紙で処理しているものを、電子データに変えていくというものだと思うのですが、そうすると今現在あるデータはどのようにするかといったことが、ここには全然触れられていないのと、点検項目の中にもそれらしいものがないのです。 つまり、聞きたいのは、今、紙で存在しているものは、これから廃棄するのか。もしくはそれも電子データに変えて入力するのか。とすると、そのときには委託という作業が発生するのだらうと思うのです。職員が入力するのではないと思うので。そのことをお尋ねします。31 番です。
情報管理課長	今の御質問は、報告 30 についてということでよろしいですか。
奥山たえこ委員	報告 31 です。
会長	30 に御質問ある方はほかにいらっしゃらないですか。では、30 はないということで 31 に進めていきたいと思います。では、31 をお願いします。
情報公開調整担当係長	30 番だと思っておりましたので、もう一度御質問よろしいでしょうか。

奥山たえこ委員	既存のデータ、紙のデータはどのように扱うのかということを知りたく思います。つまり廃棄するのか、それともこちらでも電子データに入力し直すのかということです。廃棄するならば、そのための手順などが多分きっちり決まっていると思うのですが、差し支えないところで知りたいということです。 それから、入力する場合だとしたら、それは委託作業が入ってくると思いますが、それは特に言及がないので、どうなっているのかなと思いました。お願いします。
情報公開調整担当係長	本件は軽自動車税の課税に伴う帳簿照会を、今までは紙で行っていたものを、インターネット、オンラインで閲覧するということです。基本的には今まで紙で見えていたものを、インターネット経由で見えるようになるという手続で、その後の処理の事務においては、基本的に変更がないものと所管から説明がありました。閲覧した後の手続がどう変わっていくのかというところについては、今回の案件は二輪の小型自動車の情報の収集方法が、紙のものからオンラインに変わったという手続でしたので、その後の処理については、特段の変更がなかったため、言及がなかったと認識しています。
奥山たえこ委員	今現在は紙に記入されたデータはないのですか。ここには帳簿書類等という文言があるので、てっきりそうだったのですが、違いますか。
情報公開調整担当係長	失礼いたしました。帳簿書類というのは、そもそもこの自動車検査に関する主体が持っているものが紙の帳簿でして、それを閲覧していたのを今後はオンラインにするというものですので、もともとの自動車に関する登録情報等の帳簿というのは、区のほうでは今までも紙で手元に持っているものではないというお答えになります。
奥山たえこ委員	何かよく分からないけれど、いいです。
会長	よそ様が持っているもので、紙で見せてもらっていたものを、電子的に置き換えるというところなので、その元の紙のところは相手が持ったままなので、それを杉並区が電子的に入力し直すという作業はないということです。そもそもがないということです。もともと持っていなかったという説明でよろしいですね。
情報管理課長	そのとおりでございます。
奥山たえこ委員	はい、分かりました。
会長	ほかに 31 に関して質問はありますか。浅見委員、お願いします。
浅見雄輔委員	用語を教えてくださいなのですが、参考資料 9 ページの項番 12 の「状態フラグ」というのがどのようなもの分からなかったので、ご説明いただけますか。
情報公開調整担当係長	「状態フラグ」は、一旦廃車にしてからまた乗り直すという車両があるため、廃車の事実をフラグとして記録しているという説明がありました。
浅見雄輔委員	分かりました。

会長	すごいですね、今の質問に答えられたことが私はすごいと思いました。 所管課でないのに。
情報公開調整担当係長	こちらは部会のほうでも、これは何かという話がありました。
会長	ほかに 31 についてありますでしょうか。
(発言する者なし。)	
会長	資料 2 の報告 32 に進みます。2 ページ目の報告 32、建築確認に関する業務に関して御質問ある方はいらっしゃいますか。
奥山たえこ委員	一般的な話になりますが、このデータは LGWAN 回線でやり取りをすると理解しました。私は今まで LGWAN 回線というのは、行政と行政とのやり取りのものだと思っていたのですが、最近は民間業者も入ってくるようになったようであるということと、建築確認申請というのは、これは私の無知によるのですが、割と小さな事業者で、個人はいないのかと思いますけれども、ちょっとセキュリティのことが心配です。 つまりインターネットでやり取りをすることになるとすると、ちゃんとファイアウォールなどをどこまできちんと途中に入れているのか。システムのことなので、支障のないところで安心できるお答えをいただきたいと思います。
情報公開調整担当係長	LGWAN 回線について、行政側からシステムまでは LGWAN 回線でつないでいて、システムから申請者側と言いますか、区民の方・住民の方が使うのは、別回線となっていることが多いかと思います。行政からシステムには行政用の回線、そこから先はインターネット回線ですとか、いろいろな専用回線があったりするのですが、そのようになっているものが多いと認識しています。
情報管理課長	私のほうから、セキュリティについては、今回一般財団法人建築行政情報センター、略して ICBA と言うようなのですが、そこが所有する電子システムというのが、クラウドサービスを利用するのですが、クラウドサービスの内容としては、アマゾンウェブサービス、これは AWS という言い方がされています。この AWS については、クラウドサービスのセキュリティの評価制度である ISMAP というものがありまして、その認証を得ているサービスとなります。 このため、セキュリティについては、今おっしゃったようなファイアウォールも当然ありますし、データが全て暗号化されているとか、あるいはバックアップも行われているということ、あとは事後のログ確認もしっかりとできるようなシステムが整っていることもありますので、セキュリティレベルの高いシステムと理解しています。
会長	ほかに報告 32 についてありますでしょうか。
堀部やすし委員	報告 32 の建築確認に関する業務について、2 点確認させてください。本件はデジタル化の一環ということで、従来の紙での受付に加えて、電子システムによる受付を開始するということで、大変結構なことだと思います。

	第1点目ですが、システム名は「建築確認申請等受付システム」とあります。受付審査をするシステムで管理はしないという理解でよいのか。そうすると今後の管理面はどうなるのか。例えば建築計画の概要書については閲覧制度がありますけれども、そちらへの影響は特段ないという理解でよいのか、確認させてください。 2点目ですが、本件は個人情報の提供に当たらないということです。それは一旦契約上個人情報を取り扱わないことを明示した上で、アクセス制限をするということだろうと思いますが、どのような形になるのか、念のため確認させてください。以上です。
情報公開調整担当係長	本件システム、まず名称のところで受付システムとなっていることについて、このシステム上で審査等も行われるというところで、実際には管理的な機能もあります。 部会で指摘があったのは、その後の昇降機のほうでして、それと揃えると本件も審査をしているので、管理という名称でもよいかと思われませんが、本件については部会でも指摘がありませんでした。 もう一度2点目の質問をよろしいでしょうか。申し訳ありません。
堀部やすし委員	第三者提供でないということです。
情報公開調整担当係長	個人情報の提供に当たらないことについては、先ほど説明しましたとおり、個人情報保護委員会がそのような見解を示しているというところでして、実運用上どうなるのかというところにつきましては、当然システムにおいては利用者が申請に係る情報を入れていく中で、当然個人情報も入っているのですが、それについてシステムの運用会社といいますか、保守管理している業者としては、その中のデータには一切関与しないという契約内容になっているという説明がありました。
堀部やすし委員	アクセス制限をするというようなことではないということなのですか。その辺りどうなっているのですか。
情報公開調整担当係長	どういう意味合いでのアクセス制限というところはあるのですが、中のデータには一切アクセスしないというような契約になっているということです。
堀部やすし委員	なるほど、分かりました。その辺りの第三者チェックはどういう形になるのですか。
情報公開調整担当係長	適切にアクセス制御をするということについて、アクセス制御をしているかどうかのチェックをどのように行うかというところは、申し訳ありません、部会のほうでも確認がしきれていませんでしたので、こちらは所管のほうに、それをどのように担保するのかというところは確認させていただきます。
堀部やすし委員	よろしくお願いいたします、ありがとうございます。
【質問に対する回答】	本件システムの仕様上、杉並区が保有する個人情報のデータベースを含む領域（以下「データベース領域」という。）にアクセスし、情報を閲覧す

	るには、杉並区が登録をした ID 及びパスワードによる認証が必要です。データベース領域へのアクセスログはアクセスした ID 及びアクセスした時間を区側からリアルタイムで確認する事が出来るため、ログを確認することで、事業者が契約に反したアクセスをしていないか監視を行います。
会長	ほかに 32 についてありますでしょうか。
(発言する者なし。)	
会長	それでは報告 33、昇降機定期報告に関する業務について、御質問を伺います。昇降機というのはエレベーターのことですね。昇降機定期報告に関する業務で御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。
(発言する者なし。)	
会長	そうしましたら、4 ページに進んでいただいて、報告 34、教職員人事に関する業務について、御質問ある方はいらっしゃいますか。浅見委員お願いします。
浅見雄輔委員	外部委託する情報を見ると、かなり細かいセンシティブな情報、前歴情報のみならず、BMI とか体脂肪率とか血圧とか、かなり細かい情報も委託することになっているのですが、これはそこまでどうして必要なのでしょうか。システムの保守なのですね。何かあったときのためかと思ったのですけれども。
情報公開調整担当係長	委託項目がこれほど広範囲に及んでいる理由ということですが、庶務事務システムですので、我々職員、本件については教職員なのですから、例えばこの中に健康診断のデータが入っていたり、その他超過勤務の時間があったりとか、こういったところに旅行命令、出張があったといったような、職員の庶務に関する情報を基本的に全て取り扱うようなシステムというところで、やはり関連する、健康状態なども当然人事情報と言いますか、庶務の内容に入っていますので、この辺りを記録するシステムになっているということです。
浅見雄輔委員	システムにその情報が入っていることは分かるのですけれども、その不具合発生時の検証の際、システム構築事業者がそのデータベースの中に入っていき、調査をするということで、この外部に提供するということがあると書いてあるのですが、その必要性はどういう意味かということです。
情報公開調整担当係長	システムの保守に当たり、何か不具合があったとします。例えば健康診断結果が、去年までは C だったけれども今年 E になったとして、結果を記録しようと思ったけれども、それが適切に表示されていないとなったときに、データの外側から何らかのコードといいますか、命令を改修すれば当然直るということはあるのですが、結局それをするときに、実際に対象のデータがどういうふうに変まっているかを確認しながらのほうが、適切な改修ができるであろうというところで、実際、直したりするときに、その必要な部分だけデータを見ることがあると判断して、今回、保守で個人情報の取扱いをさせるという委託の手続を行ったということです。

浅見雄輔委員	そうすると、このシステムに入っているデータと別に、参照する元データが必ずあるということなのですか。
情報公開調整担当係長	実際にはシステムの中で、入力が適切に反映されないとなったときに、ここのコードを直せば直るはずとして、改修したのだけれども、本当に直ったのか、直ってない、といったことを確認するために、データベースの中を事業者が見るので、個人情報を取り扱わせるという業務を委託するということになります。
浅見雄輔委員	分かりました、ありがとうございます。
会長	ほかに報告 34 についてありますでしょうか。
奥山たえこ委員	教職員は基本的に都費職員だと思いますけれど、そうするとそのデータは杉並区にあるのか。どこに置いていても、もしかしたらクラウドだから関係ないのかもしれないけれど、もしくは同期を取って 2 つ置いてあるのか、誰がそれを一番優先的に触るとか、その辺がよく分からないのです。
情報公開調整担当係長	本件について、都費職員なのか区費職員なのかというところについては、今回はシステムの運用保守の委託という案件で出てきて、システムの対象職員がどちらの身分になっているかというところについては、すみません確認がしきれていませんので、こちらについては確認させていただきたいと思います。 委員の御質問の趣旨としましては、この庶務事務システム自体が、その後の運用といいますか、システムのデータに都費職員も含むのであれば、東京都に連携ですとか提供されたりするのかということによろしいでしょうか。
奥山たえこ委員	はい。
【質問に対する回答】	東京都との連携について、システム間で直接データのやり取りを行う連携は行いません。データの提供については、教職員の転居に伴う住所変更の申請などに当たり、システムに登録しているデータを提供することがあります。
会長	ほかに、報告 34 についてありますでしょうか。では、報告 35、行政評価に関する業務について御質問はありますでしょうか。
(発言する者なし。)	
会長	では 5 ページに進みまして、報告 36、職員人事・給与・福利厚生に関する業務、教職員給与・福利厚生に関する業務に関して御質問はありますでしょうか。
(発言する者なし。)	
会長	そうしましたら、続きまして、報告 37、職員人事・給与・福利厚生に関する業務。6 ページ、報告 38、教職員給与・福利厚生に関する業務、学校一般職員人事・給与・福利厚生に関する業務について御質問はありますでしょうか。
(発言する者なし。)	

会長	では、報告 39、戸籍に関する業務について御質問はありますでしょうか。
奥山たえこ委員	随分昔にも何か似たようなことを聞いた気がするのですが、こういう戸籍を扱うときには、例えば、作業をする方が委託でいらっしゃると思うのですが、その人が杉並区民であるのかどうかとか、つまり、そうだとすると、たまたま知り合いがそのデータの中に出てくるといことがあるのではないかということが、まず1つ懸念としてあります。すみません、性悪説で言っていますが。それから、例えば、スマホとかメモ帳や紙は、その作業場には持ち込まないというふうにしているのかどうか、そういうことが厳格になされているのかどうかということを知りたいです。 あともう1つ、DV などについては要配慮情報を取り扱わせるということだけれども、そこにそういう付箋を付けていたら、かえって目立たないですか。でも、そうしないわけにはいかないのですか。そういうことが気になります。
情報管理課長	大きく3点ほどあったと理解しております。まず1点目が、委託事業者の従事者の中に杉並区民がいらっしゃった場合ということで、この話は区の職員でも同じことだとは思いますが、区の職員であれ、委託事業者の方であれ、その業務で知り得た情報というのは外に漏らさない、みだりに話さないということは当然のことですので、その守秘義務というところについては、契約の中でもしっかりと明記をすることとしております。あとは個人情報の保護に関する研修というものも、事業者の中でしっかりと行っていただくということになりますので、その点は、我々区の職員と同様に同じレベルで遵守していただくということを考えております。 2点目について、メモとかそういったものを持ち込んで、例えば何か書いてしまって持ち出すとか、そういったことも、先ほどの個人情報の保護の観点から、そういったことは決して行わないと。それは区の職員も従事者も一緒ということで考えておりますので、そこは現在もしっかりと行っております。 3点目については、DV の支援措置等の関係だと思いますが、基本的に今回の委託については、事業者がそういった DV 支援措置等の方の情報を特に取り扱うということはありません。ただ、システムを見ている中で、支援措置者の情報というのが目に入ってしまう、目に見えてしまうといことがあるので、今回の情報の登録項目の中には入れさせていただいているということになります。情報としては扱わないです。
奥山たえこ委員	個人情報保護の、ちゃんとそういうふうに研修もしていますよということなのですが、それは、この車にはブレーキが付いておりますというぐらいのことなのです。それでも交通事故は起こるし。それから、思い出したくないでしょうけれども、住基ネットを使って、職員が後ろのほうの余り人が来ないような所で情報を見たということがあって、大変な問題になりました。その後、少しは改善したようですが、つまり、やろうと思っても見られないような体制にするということが重要なのではないかと考えてお

	尋ねた次第です。もう一回、お願いします。
会長	ほかに報告 39 について御質問がある方はいらっしゃいますか。
奥山たえこ委員	もう一回、確認で。
区民課長	次の議題で御説明するために同席していましたが、私の所の事務なので今の御質問にお答えいたします。個人情報の保護に関しては、区民課は特に、そういったことの御指摘があったように、個人情報の保護には全力で取り組んでおります。それで、事業者に対しての取扱いに関しては、委託事業なので、しっかり監視まではいかないのですが、常勤の職員が同じ作業の所に付いているようにします。もちろん、先ほどありましたように、研修やそういったものをしっかり徹底してやっていただくように仕様書等にも記載し、契約の中で個人情報の保護のこと、また個人情報の保護に関して何かあったときの連絡体制等も全て報告させるようになっていきますので、その辺りは、先ほどもありましたが、職員と同様に、委託事業者であっても個人情報の保護をしていただくということに変わりはないということでございます。
奥山たえこ委員	全然、答えになっていないと思います。繰り返しいただいてもしょうがないので、これで終わります。
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。
浅見雄輔委員	戸籍に仮名を付けなければいけないということで今回の制度になったのですが、戸籍の仮名を確認するレベルの情報を与えればいいということだと思いますが、取り扱わせる情報がかなりあって、理由を見ると、戸籍全部を送らなければいけないから広く取り扱わせるのだということが書いてあるのですが、その中でも本当に必要なものだけ特定するなどの工夫はできないものなのでしょうか。
区民課長	業務を委託する 2 つの大きな目的がありまして、コールセンター業務、こちらのほうは仮振り仮名を振った通知を全ての、本籍地が杉並にある方全員に通知を送ります。この通知に関してお問合せを頂くようなコールセンターですので、中身に関してお答えするようなことはありません。振り仮名についての、どういう手続をしたらいいのかとか、そういったことでございますので、その必要な部分だけしか見られないものを使っていただくような形です。 もう 1 つの委託の入力業務です。入力業務も、実際にはそのいろいろな書かれている、先ほどもありました支援措置のページなどには行かないようにはなっています。取扱いの業務の中で、そこは直接出てこないのです。ただ、少しボタンを進めたりすると、そのページにアクセスが可能な状態でもあるということから、今回、表に載せたものでございます。
浅見雄輔委員	システム上、アクセスを制御することはできないということですか。
区民課長	これは通常私たちが仕事で使っている戸籍システムを使って、正式な振り仮名を入力していく作業ですので、別のものから溶かし込んで入れている

	くとか、そういうことはできない形になっております。
浅見雄輔委員	同じシステムだから、この 102 ページにある 1～16 の全部の情報を見ることの可能性があるということで、このような点検内容にしてあるということで、工夫のしようがないということなののでしょうか。
区民課長	もちろん、必要のない所には行かないように指導しますが、ちょっとしたボタン操作の手違いで、戻ろうとしたら進んでしまったとかいうこともなくはないので、念のためにそういったことも注意していくという意味で、今回載せております。
浅見雄輔委員	分かりました。
会長	ほかに質問はありますでしょうか。お願いします。
小池めぐみ委員	先ほど言っていた、委託業務を行う通知の作成、印刷、発送管理というのだと思うのですが、これは振り仮名が追加されることになりましたよというような通知、どういう形の通知なのかというのを教えてください。
区民課長	通知の内容ですが、これは実際に仮振り仮名と申しておりますが、記載事項として戸籍のほうには振り仮名が全くないのです。ただ、住民票のほうでは、届書に記載された氏名のよみがなを記録しているので、そういったことを仮振り仮名として戸籍のほうに載せまして、それで正しいかどうか、これで合っているかどうか確認するための通知になります。御本人、一人一人にこの振り仮名で合っていますかというのを確認するような形になっています。
小池めぐみ委員	そうすると、送られてきたほうは、合っているかどうかというのを何か返送したりとか、回答したりしないといけないような形ですか。
区民課長	手続としては、実際には幾つかの方法を今、国のほうも考えておりまして、マイナポータルによる届出もできるようなことを言っています。先ほどの委託事業で、受付業務、私の振り仮名はこういうものなんですというものの受付業務を行うようになっていきます。だから、区へ来庁して届出いただくことも可能ですし、マイナポータル等で、御自身で正しいものを入力することも可能だというふうに聞いています。もし、何もなければ、それが正しいままであれば、届出をしなくても、1 年後に法によって、これはこちらのほうで、いわゆる確定させるという作業に移っていきます。ただし、出し忘れる方もいらっしゃるので、更にそこから 1 年以内であれば、お申し出があれば変更できるような形の法整備になっていると聞いています。
小池めぐみ委員	その 1 年後のことはまだ分かりませんが、先ほどおっしゃっていただいたように、出し忘れだったりとか、若しくは、やはり御自分でそういった確認ができないような状態の方もいらっしゃるのではないかなと思いますので、そういったことも含めて、様々検討してくださるということでしょうか。
区民課長	今回の委託業務の話とちょっと離れてしまうのですが、せつかくの機会です。今、御質問いただいたように、基本的には届出がなければ、や

	はりどうしてもこちらからはどなたがそういった状態の方か分かりませんので、これで正しいというふうにどこかで判断しなければいけない時期があると思うのです。ただ、国全体でやることですので、国のほうもPRしていくでしょうし、私どものほうもホームページや広報などでお知らせしていく予定ではありますので、なるべく多くの方に、今、そういう時期で、こういうことをやっているのだということが届くようにしていきたいと考えています。
会長	私から質問です。住民基本台帳のほうで持っている振り仮名情報を、今回、戸籍に使うということなのですが、これは完全に機械処理として突き合わせをして、戸籍のほうの仮振り仮名にするのでしょうか。それとも、そのこのところに人が、何らかのチェックというのは入るのでしょうか。
区民課長	国の全国サーバーから住基ネットを介して戸籍システムに取り込むので、人手は使わないで実施することになります。
会長	分かりました。そうすると、振り仮名の訂正の問題なのですが、仮振り仮名と違うというのは、住民基本台帳にもともと入っているものが、本人が認識している振り仮名と異なっていたという理解でよいのでしょうか。
区民課長	そもそも住民基本台帳のほうも、振り仮名というのは今までは4情報の中には含まれておらず、義務のなかったものなのですが、御本人が届書に書いていただいたものを入力してありました。昔のシステムでは、例えば、小さい「ユ」などの入力ができなかったのです。大きい「ユ」になってしまっていたりする方が結構いらっしゃるのです。そういう方は、やはり自分のは違いますよということでお届けいただくという形が考えられます。あと、例えば「ザキ」という字が濁らない人と濁る人とかいろいろあると思うのですが、そういったことで、昔、入れたときにはそう書いてあったのだけれども、実際には違うのだという方がいらっしゃるのではないかとということが想定されます。
会長	住基ネットのほうにある振り仮名情報が、そのまま戸籍のほうの仮振り仮名として、ただそのまま使われるということでもいいのですよね。
区民課長	おっしゃるとおりです。
会長	届出があった場合、そもそも住基ネットのほうも本人の認識と異なるものになっているということですよ。 次に、もし振り仮名が記録されていない方がいた場合には、今回の戸籍の仮振り仮名は空欄にして通知が行くのでしょうか。それとも、何か工夫するのでしょうか。
区民課長	今、一緒に来ている者が住民基本台帳の担当の係長なものですから、戸籍のほうの係長がこちらのほうをやっている。ちょっと空で送るというのは今のところ聞いておりません。ただ、ないものは送れないので、人力で入れるということは多分ないと思います。空で送って、何らかの届出をお待ちするような形になろうかと思っています。

会長	最後の質問は興味本位なのですが、今回、戸籍のほうで訂正をした場合には、それは住基ネットのほうには反映はされないのですよね。必要だったら、御本人が別途住基ネットも修正ということになるのでしょうか。それとも自動的に戻っていくのでしょうか。
区民課長	戸籍が訂正された場合は、9条2号通知で通知が發布され、当然、他の自治体の戸籍の方もそうなのですが、杉並区に住民票がある方には連絡がきて、全て住基ネットを直していくということになります。
会長	なるほど。そうすると、先ほどの文字の体系の問題が今では解決されていて、住基ネット側も小さな文字、いわゆる「ヤユヨ」とかが、要は戸籍のほうの振り仮名のデータは、全部住基ネットは受け取れる体系になっているということですか。
区民課長	おっしゃるとおりです。
会長	分かりました。ありがとうございます。そうしましたら、次です。7ページの報告40、介護保険給付に関する業務、介護保険料等々に関して御質問はありますでしょうか。
(発言する者なし。)	
会長	そうしましたら、次ページ、報告41、障害児通所施設に関する業務、子ども・子育てプラザに関する業務等に関して御質問はありますでしょうか。
小池めぐみ委員	事故防止カメラなのですが、この設置をする場所を利用する方、利用者に対しては、このカメラを設置しますということ、個人情報を取得しますというようなことは、どのようにお知らせをする予定か教えてください。
情報管理課長	事故防止カメラを設置する場所としては、先ほど御報告させていただいたように、認可保育所、子ども・子育てプラザ、こども発達センターなどの就学前のお子さんを預かる施設です。事故防止カメラの設置目的及び同意については、その施設あるいはサービスを利用される際に直接、そこはしっかりと丁寧に御説明させていただいて、御理解を得ていただくということを考えております。
小池めぐみ委員	では、必ずその映る範囲の所を利用するような方には、一人一人に対して同意を取った上で実施するということですね。
情報管理課長	おっしゃるとおりでございます。
会長	ほかに質問はありますでしょうか。それでは、次の9ページ、報告42、学校開放事業に関する業務について御質問はありますでしょうか。
(発言する者なし。)	
会長	それでは、一通り質問は終わったかと思しますので、御意見を伺いたいと思います。御意見がある方は挙手をお願いいたします。今日報告のあった所に関して、何かこうしなさいということは法律上できないということに昨年度からなっていますので、今後に備えて、この資料2の10ページの表を使った形で、デジタル・セキュリティ部会に、今後はこういうことも確認してくださいというお願いをするのが、この審議会ができる範囲とい

うことになります。

特にほかに御意見がなければ、私としては、先ほど御質問での確認がありました、戸籍に関わるようなところでの業務委託の際に、職員の守秘義務と業務委託先の守秘義務というのはレベルが違うと思っております。職員は公務員の倫理規程等を含めて直罰がかかるかと思いますが、業務委託先には民事的なものしか発生しないので、そこが全く同じだということにはならないのだと思います。

それから、この 10 ページの点検表に入れていくのは難しいかもしれませんが、いわゆるプライバシーに関わるようなことについては、やはり区別できていいかと思えます。もちろん業務委託の内容によっては、従事者は杉並区民以外とするということができない業務もあると思うのですが、コールセンターとかであれば、できる業務もあると思うのです。だから、できない業務は仕方ないところはあるのですが、相手の業者に対しても、言える場合には言ったほうがいいのかとは思えます。たまたま業務で取り扱った個人情報がお隣にお住いの方だったということもあるかと思えますので。

あと、守秘義務というのは他人に漏らさないという意味なので、プライバシーに関しては従事者が知人の情報を知ってしまう可能性があること自体を考慮する必要がありますよね。隣の家の人戸籍情報を知ったこと自体が、他人にそのことは言わなくても、プライバシーに関する情報を知ったということになりますので。もちろん、これは厳密には防ぐことはできないですよね。世田谷区に住んでいる知合いがいるという可能性もありますので。

できることの範囲としては、杉並区に本籍がある方の戸籍情報に触れる業務に関しては、委託先の従事者から杉並区民を除外するというのは、ある程度は配慮してもいいかと思えます。業務委託先のほうが応じてくれるのであれば、基本的には杉並区にお住まいの方は避けていただきたいと。応じていただければ応じていただくということを確認してもいいかと思ったので、その観点を業務委託先の従事者によるプライバシー保護という形で、類型の中に 1 行入れてみたらどうかと思いますが、ほかの委員の方、どうでしょうか。

除外する従事者を都民まで広げてしまうと、事業者側が都民除外はなかなかつらいとなるかもしれないので、杉並区民の方くらいというのが私の印象ではあります。そこをどの範囲に広げるのかとか、実際の方策、どんな情報の場合にはこれを適用するのかということに関しては、余り細かく決めず、この 10 ページの類型の中の確認項目として、業務委託がある場合にはプライバシーへの配慮という観点を気にはしておいていただいて、それが気になったときには、業者が応じてくれるのであれば配慮することとはしていければと思います。では、今後は、それを追加していただければと思います。

	今のような観点で、ほかに御意見があればお願いします。
浅見雄輔委員	今回、戸籍情報を全部見る事ができてしまうというのは仕方がないのですが、外部提供を行う場合の情報提供範囲の妥当性、要するに必要以上の情報は提供しないという観点のチェックがいるのかなと思っています。御検討ください。
会長	今、浅見先生がおっしゃったのは、一般的に言うと、個人情報の取扱いの最小化とか呼ばれる部分ですよね。今まで部会からの御報告では、それを指摘したという御報告は何度か頂いていたので、どこかに入れてくださっていましたよね。見出しとしては取扱いの最小化がないので、行が長くなるとなかなか大変かもしれませんが、取り扱う情報を最小化するというようなところも見出しに入れましょうか。
小池めぐみ委員	類型に入れるほどのことではないかもしれませんが、何回かこの審議会に参加させてもらっていて、私の観点で気になっているのは、今日の質問だと、個人情報を取得するということを、どういうふうにお知らせするかというのが気になっています。今日だったら、防犯カメラのことで、前回も教育委員会の情報取得のことで、それを特別支援学校の保護者にどのようにお知らせするかということが、私が質問したのかな、それがすごく気になりました。今までは外部に提供されていなかったものが、東京都に情報を提供しなくてはいけないということとか、昨年だったら、バスの中でのカメラの設置というのもありましたよね。顔の画像情報は個人情報が特定される形では記録としては残さないけれども、そのデータ収集のために撮りますよということをどういうふうにお知らせするかというのは、すごく気になるので、今後、そういった形での情報収集や、防犯・安全の観点からの情報収集ということも、例えば放課後等居場所事業だったり、そういう子育て支援をするような場所とかでも増えてくるかもしれないので、そのことをきちんと利用者の人に、情報収集をこういう目的でしますということを、どうやって通知するということを何かしら常に意識していただきたいと思ったところです。
会長	個人情報保護法上は、本人から直接、書面等に記録された個人情報を取得するときには利用目的を明示しなければならないとされていますね。ただ、おっしゃるように、御本人に安心していただくためには、同意があったほうがいいと思います。先ほどのプライバシーの問題と近いのですが、部会でできることとしては、所管課にその通知や同意を取ることが可能か確認をするくらいでしょうか。難しいと言われてしまったらそこまでですが、検討をしていなかっただけで実施が可能ということもあるかと思います。可能であれば実施してもらおうという観点で、部会から一言掛けてもらおうというレベルであれば、ここに入れられるとは思いますが、難しいでしょうか。必須ではなくて、実施が可能か検討を促すくらいまでであればどうでしょうか。
浅見雄輔委員	点検項目として類型にするのだったら、少し異質なものがあるという感

	じがしなくもないですが、当然やるべきだとは思いますが。
会長	志高い内容ですよね。法律上は義務ではないので所管課に強制することはできませんが、確認をして所管課で実施が可能であれば、取り組んでいただきたいと思います。 あと、カメラの撮影等は空間通知、空間同意というのですね、壁に「同意を頂いたものとします。」とあれば、空間で同意を得たという考え方があるので、それが限界になるかもしれないのですが、全員から同意を得るとなると、同意を得られない人だけをカメラで写さないことは難しいと思います。ただ、そういう方法はあるので、これはデジタル・セキュリティ部会で、確認項目に追加するかどうか御検討ください。追加しても、必須ということではなくて、可能であれば検討することという観点であればよいですかね。区民委員の皆様からするとどうでしょう。カメラ等で撮影がされているのであれば、カメラの設置理由等がどこかに貼ってあるほうが安心されますかね。
内田正人委員	気にする人もたくさんいると思います。
会長	ありがとうございます。それでは、デジタル・セキュリティ部会でご検討いただければと思います。ただ、先ほど申し上げたように、所管課において実施が難しいとなったら、強制することはできないことを御理解ください。 もう1つ、10ページの「その他」の内容で、今回、報告33で、個人情報の外部への持ち出しの確認があったのですが、これは確認していただいたというだけで、上のほうの所での従来の延長線上の範囲内かなと思いますので、今回、この個人情報の外部への持ち出しは上に組み込まずに、このまま「その他」のままという扱いにしたいと思いますので、それをお願いいたします。そうしましたら、報告第7号は了承といたします。 次に、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について一般報告がありますので、御説明をお願いいたします。
一般報告	
区民課長	(案件について説明する。)
会長	ただいまの説明について、御質問を聞いてから御意見にしたいと思います。御質問はありますか。
浅見雄輔委員	何となく法文のつくり違和感があるのですが、当然、法規課を通してこういう素案になっているという理解でよろしいのでしょうか。
区民課長	おっしゃるとおり、法務担当に確認をしています。まだ細かいところは、今現在も調整しているところでございます。
浅見雄輔委員	もちろん、法・令の規定に基づきという限定はあるわけですが、何の例示もなく、あとは規則でそうになっているという、白紙委任的な感じがして、結局議会を通さずに、法・令以外のものもこの条文上は何か付け加えることができちゃうという感じがして、いいのかなというのを、拝見し

	たときに思ったのですが、そういった意見・議論はなかったのでしょうか。
区民課長	先ほど申し上げましたけれども、この条例では、法令は住民基本台帳法及び施行令を指しており、これに基づいて行われるもののみと限定されています。ですので、法律や施行令で定められたものを、これまでその度に条例改正をしていたのですが、今おっしゃるとおり、議会の条例改正を通さずに、効率的に対応ができるようにということで今回、条例のつくりを見直すよう検討しているものでございます。
浅見雄輔委員	そうすると、端的に「法及び令の規定に定めるとおりのものとする。」とすればよくて、そこに規則が入ると、更に規則で自由に区長の権限で定められてしまうように解釈されてしまうのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。
区民課長	この辺りは御意見も頂いているところでございますけれども、「法及び令の定めるとおり」だと何が変わったのか分かりにくいところになりますが、規則に定めれば、規則は区民に公開になっているものでございますので、区民の方も見るができるというところも少し考えていく中で規則に定めるとしました。
浅見雄輔委員	それを言えば、法令も公開されていますから、そこは余り説得力はないのかなと思います。これは意見です。
会長	御質問がほかにあれば聞きたいと思います。
小池めぐみ委員	この案によると、法改正があったときに、普段だったら条例改正で区議会に下りてきて、区民生活委員会なり、それぞれの委員会で審議されるということがなくなるということですか。審議もなくなるということですか。
区民課長	区民生活委員会の中でも、委員から、法改正されればやらなければいけないのは当たり前であり、そのたびに条例改正するのはいかがでしょうかね、というような御意見を頂きました。これまで6回、10項目だと思いますが、法改正のたびに、条例改正としてお諮りしてきたところでございますが、区民生活委員会でも意見がありましたので、今回検討したものでございます。
小池めぐみ委員	そうすると、議会としての一人一人の議員であつたりとか、会派であつたりの質問であつたり、立場ということの表明が何もできなくなってしまうわけですね。問題点がこういうことにあるとか、これについての課題はどうなっているのかとか、そういったような審議もなくなってしまうわけですね。それに関してはどのように考えているのでしょうか。
区民課長	私どもとしては、あくまでも国の法令で住基ネットを使って送信をする決まったものはやらざるを得ないものと考えております。もちろん、住基ネットを使って送受信をしたものに関しては、この個人情報保護審議会の場で報告することになっていますので、そういったことは怠らずにやっていきたいと考えております。
浅見雄輔委員	法令で定めるのは当たり前なのですが、このルールだと、それ以外でも

	通知することを規則で多分決められてしまう。そのときに、それについては議会に出なくなってしまうというのは怖いということだと思うのですが。法令のことは当たり前で、それ以外にも区長の裁量でできるように読めてしまうので。もちろん法令に反しない範囲だとは思いますが、スッとそれが入れ込まれてしまったときに議会のチェックができなくなってしまうのではないかと思います。
会長	ここからは意見に移りたいと思います。
奥山たえこ委員	国の法律が変わったからといって、それにすべて賛成するわけではありません。私はしばしば反対することがあります。ですから、きちんと審議するべきだし、若しくは規則でと言うのであれば、そこには資料を付けるとか、それから、これはちょっとどうかなと皆さんが思うのであれば、そういうように対処してくれないと。そうでないと、私たち委員は「うなずきトリオ」ではありませんので。
会長	この件は最終的には区議会で審議してもらう話で、この場では、こういうことを考えていますという一般報告を受けた形ですね。規則で定めるとおりという所の書きぶりに関しては、まだ素案と冒頭に報告があったと思うのですが、この点に関しては浅見先生がおっしゃるとおり、少し幅広い表現にはなっていますよね。 一方で、法令や施行令に基づくというような形にしてしまうと、どれが変わったのか区民が知る機会がなくなるというところのメリット・デメリットが出てきますので、そこのところ、列記するということだけを別途どこかで担保すれば、条文上そのものは、法令及び施行令に従うとかというのもありだと思います。 あとは先ほど御意見がありましたとおり、そもそもの発端として、法改正のたびに条例改正をしないようなつくりを工夫してはどうかと議会での御意見があったと聞いているのですが、それは一部の議員の方はそう思っていたという話で、ほかの議員の立場からすると、法令に従わないことはできないけれども、反対という意思表示をしたということを残しておきたいということであれば、それはもちろん議員のお考えなので、その部分に関しては、正に区議会においてどちらが多数派なのか。結果的には認めざるを得ないものに審議時間を割くことはやめたほうがいいのかという議員が多いのか、それとも、条例改正に関しての結論は改正せざるを得ないけれども、反対という意見を言うための機会はあったほうがいいのかというところは、区議会のほうで審議してもらいたいと思います。 少し異例かもしれないですが、通常だと、区からは現行条例と新条例の2通り素案で出すと思うのですが、今言ったメリット・デメリットを書いて、方向性をまず議員の方に示していただいた上で、そのあと方策というような形にもできるのであれば、それが一番いいかと思います。それから今回の場合だと二択ではなくて幾つか、浅見先生の御意見も踏まえたりすると3パターンぐらいあって、その中から選ぶとか、さらには、審議時間

	を今後も設けていくのがいいのかというところの議論を議会でしていただくという進み方かなと思います。どうでしょうか。 私も条例改正に係る審議時間をどのくらい割いていращやるのか具体的には知らないのですが、そこは別途話し合っ決めていただければいいのではないかなと思っております。 今のことも踏まえて何か御意見、特に区民委員の方で雑駁な御意見があってもいいですけども、自治体は、国が決めたことは基本的には守らないといけないのですが、それに議員が反対するという記録が残ったほうがいいのか、それとも結論はもう決まっているのだから、そのようなものは別に議会で審議しなくてもいいということとか、人それぞれでしょうかね。それはこのあと区議会の判断を是非、関心を持って見ていっていただくといいのではないかなと思います。
浅見雄輔委員	法令で決めたこと以外に、はみ出して規則で付けるときに、はみ出し条例みたいなものがよくあると思うのですが、はみ出したところも、もう規則でやられてしまうと、チェックができなくなってしまうなというところを一番懸念しています。そこは手当をしていただければと思います。これは意見です。
会長	その余地を残した条文にするのか、余地の一切ない条文にするのか。余地のない条文にしたときに単純に法令に沿って、とってしまうと、どの法律が増えたのかが区民の方が知る機会がなくなってしまうので、それをどこかでリストにして、今回、こういう法律が増えたというものを知らせる機会を作るのか作らないのかだから、やはり3通りぐらいパターンはあると思いますので、本日の議論をご参考にしていただければと思います。それでは、ほかに御質問、御意見がなければ、これで了承いたします。 本日の議題は以上となります。最後に事務局から何かありますか。
情報管理課長	事務局でございます。まず1点目が、令和6年度第2回の会議録につきましては、本日の審議会で内容を確定いたしましたので、改めての提供は控えさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。 2点目が次回審議会の日程でございます。次回の審議会は、年明けになりますが、令和7年3月25日(火)の午後2時からでございます。終了時間は案件の数などにもよりますけれども午後5時ごろまでを想定しております。会場は本日と同じく中棟5階第3・第4委員会室を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。
会長	それでは、以上で「令和6年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を終了いたします。本日は、御協力いただきましてありがとうございます。